（証券コード5461）
平 成 28 年 6 月 3 日

株 主 各 位

名古屋市中川区小碓通五丁目１番地
中部鋼鈑株式会社
代表取締役社長 太田雅晴

第92回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第92回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月22日（水曜日）午後５時15分（当社営業時間終了時）までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月23日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　名古屋市中川区小碓通五丁目１番地
　当社　厚生会館大ホール
3. **目的事項**

報告事項
1. 第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chubukohan.co.jp/）に掲載させていただきます。

【添付書類】

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和を背景に企業収益や雇用情勢に改善の動きが見られ、全体として緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速、原油価格の下落、個人消費の停滞などから、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

鉄鋼業界におきましては、土木・建築向け需要は公共投資や着工床面積の減少が続き、産業機械、建設機械向け需要も外需の落ち込み等により低迷したため、国内鋼材需要は総じて低調に推移しました。また、中国の高水準な鋼材輸出から世界的な需給緩和が進み、鉄鋼輸出量も減少したことから、当連結会計年度の国内粗鋼生産量は、１億417万トンと、前年度に比べて566万トン、5.2％減となりました。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、産業機械向け需要は上期堅調に推移しましたが、下期には先行きの不透明感等から力強さに欠ける状況となりました。建設機械向け需要は、排ガス規制強化に伴う駆け込み需要の反動等により低調な状況となりました。また、建築向け需要は、工事の遅れ・着工の先送り等により足踏み状態が続きました。一方で、中国のビレット輸出攻勢に端を発した世界的な鉄スクラップ市況の急落により、主原料である鉄スクラップ価格は低位で推移しました。

このような厳しい事業環境の中、需要に見合った生産に徹すると共に、更なるコスト削減、要求納期への対応、受注量の確保に取り組んでまいりました。また、その他事業につきましてもそれぞれが積極的な営業活動を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては376億６千２百万円となり、前連結会計年度に比べ57億２千７百万円、13.2％の減収となりました。経常利益につきましては、43億３千万円となり、前連結会計年度に比べ19億３千９百万円、81.1％の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は28億２千万円と前連結会計年度に比べ13億５千９百万円、93.0％の増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(鉄鋼関連事業)
鉄鋼関連事業につきましては、需要の停滞感から在庫調整局面が続いたものの、市場全体における在庫過剰感は依然として払拭されず、主要製品である厚板の販売数量が減少し、販売価格も下落しました。その結果、売上高は352億８千５百万円と前連結会計年度に比べ、53億１千２百万円の減収となりましたが、主原料である鉄スクラップ価格が前年度を下回って推移したことにより、セグメント利益(営業利益)は40億５千１百万円と前連結会計年度に比べ、18億９千５百万円の増益となりました。
(レンタル事業)
レンタル事業につきましては、厨房工事の増加及び広告看板部門の受注増により、売上高は５億６千４百万円と前連結会計年度に比べ、６千９百万円の増収となり、セグメント利益（営業利益）も１億６百万円と前連結会計年度に比べ２千９百万円の増益となりました。
(物流事業)
物流事業につきましては、倉庫取扱量が増加したことにより、売上高は３億４千２百万円と前連結会計年度に比べ２千万円の増収となり、セグメント利益（営業利益）は６千８百万円と前連結会計年度に比べ１千１百万円の増益となりました。
(エンジニアリング事業)
エンジニアリング事業につきましては、大型案件が減少した影響により、売上高は14億７千万円と前連結会計年度に比べ５億４百万円の減収となり、セグメント損失（営業損失）は７百万円（前連結会計年度のセグメント利益(営業利益)は２千５百万円）となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は８億円で、主として溶解作業の省力化、その他企業維持投資でありました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、中国経済の減速や、日銀のマイナス金利導入による金融市場への影響等により、先行き不透明な状況が続くと思われます。
当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、内需減少と中国の過剰生産を背景とした高水準の鋼材輸出、原油価格の下落によるエネルギー関連向け鋼材需要の減少が、今後も国内鋼材市場の需給環境に大きく影響を与えるものと見込まれます。また、為

替変動に伴う輸入鋼材の推移、エネルギー価格や原材料価格の変動など、不確定な要素も多く、その動向は引き続き注視すべき状況となっております。

当社の主需要先におきまして、産業機械、建設機械向け需要については、中国をはじめとする新興国経済の減速が顕在化しており、外需の落ち込みによる国内製造業の需要減少が引き続き見込まれます。建築向け需要については、工期ずれ込みの懸念材料はあるものの、東京オリンピック案件や訪日外国人対応案件をはじめとする都市再開発、東北の震災復興需要の本格化等による需要増加が期待されます。

以上のような経営環境に対して、当社グループは１５中期経営計画（２０１５年度～２０１７年度）の基本方針である「１．連結事業基盤の強化」、「２．顧客対応力の強化・拡大」、「３．サブコア事業の伸長と新規開拓」、「４．組織活力の向上・人財の育成」に基づき、中期経営目標を達成すべくグループ一丸となって取り組みを展開してまいります。当社におきましては、この中期経営計画の下、大手需要家への販路拡大や、マーケットを見据えた柔軟な価格政策の実施等により国内市場における拡販に注力し、厚板市場におけるシェアの維持、拡大に努めてまいります。また、省エネ・省力化投資を引き続き積極的に推進し、コスト競争力の強化を図ってまいります。当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きますが、引き続きグループ全体の経営資源を効率的に有効活用し、強固な経営基盤の構築と顧客信頼度ナンバーワンを目指して、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

今後とも、国内唯一の厚板専業メーカーとして、市場での存在を確かなものとし、併せて、組織体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制をより一層充実させることで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化にも継続的に取り組み、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進め、業績の向上に努めてまいる所存でございます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第 89 期	平成25年度 第 90 期	平成26年度 第 91 期	平成27年度 (当連結会計年度) 第 92 期
売上高(百万円)	34,846	44,692	43,390	37,662
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△1,116	865	2,390	4,330
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△746	388	1,461	2,820
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△24.50	12.94	48.71	94.71
総資産(百万円)	58,560	58,575	60,285	61,744
純資産(百万円)	51,181	51,314	53,334	54,751
1株当たり純資産額(円)	1,698.70	1,702.58	1,769.46	1,906.80

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成24年度 第 89 期	平成25年度 第 90 期	平成26年度 第 91 期	平成27年度(当期) 第 92 期
売上高(百万円)	31,322	40,549	38,146	33,292
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△1,271	548	2,074	3,994
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△817	223	1,298	2,632
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△26.84	7.45	43.29	88.41
総資産(百万円)	57,923	56,984	58,826	60,099
純資産(百万円)	48,768	49,024	50,813	52,031
1株当たり純資産額(円)	1,625.67	1,634.21	1,693.85	1,821.01

(注) 上記の1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会　社　名	資本金	当　社　の 出資比率	主　要　な　事　業　内　容
	百万円	%	
シーケー商事 株　式　会　社	100	100.0	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明徳産業株式会社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シーケークリーン アド株式会社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房向グリスフィルターのレンタル
シーケー物流 株　式　会　社	30	60.0	運送・荷役事業、危険品倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当企業集団は主に次の事業を行っております。

① 鉄鋼関連事業
② レンタル事業
③ 物流事業
④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場等（平成28年３月31日現在）

中部鋼鈑株式会社	本社・工場	名古屋市中川区小碓通五丁目１番地
	営業所	東京（東京都中央区） 大阪（大阪市西区）
シーケー商事株式会社	本社	名古屋市中村区
明徳産業株式会社	本社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本社	名古屋市中川区
シーケー物流株式会社	本社	愛知県半田市
	事業所	名古屋市中川区

(8) 企業集団及び当社の従業員の状況（平成28年３月31日現在）

①　企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
513名	＋11

②　当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
355名	＋3名	39.6歳	18.8年

2. 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数　99,600,000株
発行済株式の総数　30,200,000株
（自己株式1,627,324株を含む）

(2) 株主数

5,263名
（うち単元未満株主数83名）

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三井物産スチール株式会社	2,544,000株	8.90%
中部鋼鈑取引先持株会	2,272,200	7.95
日鉄住金物産株式会社	1,260,000	4.40
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	836,900	2.92
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	800,000	2.79
岡谷鋼機株式会社	800,000	2.79
株式会社メタルワン	782,500	2.73
阪和興業株式会社	675,000	2.36
野村信託銀行株式会社（投信口）	566,700	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	562,100	1.96

（注）　当社は自己株式1,627,324株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
太　田　雅　晴	代表取締役社長	
武　田　　亨	専務取締役（経営企画部、総務部、財務部管掌）	
重　松　久美男	常務取締役（製造所長、購買部管掌）	
※寺　本　　仁（注3）	取締役（製造所副所長）	
※上　杉　　武（注3）	取締役（営業部長）	
徳　長　幹　惠	取締役	明徳産業株式会社代表取締役社長 MEITOKU ENGINEERING VIETNAM CO., LTD.会長兼社長
笠　松　啓　二（注1）	取締役	三井物産スチール株式会社代表取締役社長
岩　田　修　一（注1）	取締役	株式会社メタルワン第一営業本部長
梶　田　善　治	常勤監査役	明徳産業株式会社監査役 シーケー商事株式会社監査役 シーケークリーンアド株式会社監査役 シーケー物流株式会社監査役
川　脇　喜久雄（注2,4）	監査役	川脇喜久雄公認会計士事務所代表 萩原電気株式会社社外取締役
稲　生　　豊（注2）	監査役	岡谷鋼機株式会社常務取締役
※遠　近　政　則（注2,3）	監査役	日鉄住金物産株式会社執行役員名古屋支店長

（注）1. 取締役　笠松啓二氏、岩田修一氏の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役　川脇喜久雄氏、稲生豊氏、遠近政則氏の各氏は社外監査役であり、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. ※印の各氏は平成27年６月19日開催の第91回定時株主総会において新たに取締役、監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
4. 監査役　川脇喜久雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
5. 取締役　村石喜和氏、岡本忠幸氏の両氏は、第91回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、監査役　前田真吾氏は、第91回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。また、取締役　岩田修一氏は、平成28年３月31日をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　　10名　　155百万円
監査役　　５名　　27百万円
（うち社外役員６名　　11百万円）

（注）1.　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.　株主総会決議（平成20年６月20日　定時株主総会決議）による報酬等の限度額（年額）は次のとおりであります。
取締役　　250百万円（うち社外取締役10百万円）
監査役　　60百万円

(3) 社外役員に関する事項（平成28年３月31日現在）

①　他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等及び他の法人等の社外役員の重要な兼職状況等

区　分	氏　　名	他の法人等の兼職状況等及び当社と当該他の法人等との関係等
取締役	笠　松　　啓　二	三井物産スチール株式会社代表取締役社長（同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第１位であります。）
取締役	岩　田　　修　一	株式会社メタルワン第一営業本部長（同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第７位であります。）
監査役	川　脇　　喜久雄	川脇喜久雄公認会計士事務所代表（同所と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。） 萩原電気株式会社社外取締役（同社と当社との間には、特別な関係はありません。）
監査役	稲　生　　豊	岡谷鋼機株式会社常務取締役（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第５位であります。）
監査役	遠　近　　政　則	日鉄住金物産株式会社執行役員名古屋支店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第３位であります。）

② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

区　分	氏　　名	取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況
取締役	笠　松　　啓　二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。会社経営経験者としての豊富な経験と知識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
取締役	岩　田　　修　一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち10回に出席いたしました。商社における長年の豊富な経験と知識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
監査役	川　脇　　喜久雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	稲　生　　豊	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	遠　近　　政　則	平成27年６月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　　25百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　27百万円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る特例の認定申請に関する手続業務及び建物鑑定業務

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適性を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議（平成27年４月23日に改定決議）した事項は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社及び当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。

イ．取締役会において決定された経営方針に従い、取締役は職務権限規程等に基づき担当業務を統括・執行し、その結果を常勤の役員で構成する会議及び取締役会に報告する。

ウ．当社及び当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、又は早期発見して是正する。

エ．内部監査室は、当社及び当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議並びに監査役に報告する。

オ．当社及び当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行及び決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査役の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。

イ．取締役は管掌又は担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育及び内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。

ウ．取締役は損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議並びに監査役に報告し、対処する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。

イ．取締役会は代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。

ウ．当社及び当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議及び取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。

エ．監査役は各種の重要な会議に出席し意見を述べることとする。

オ．当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びにその他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。

イ．当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。

ウ．子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえた内部統制システムを整備する。

エ．グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。

オ．財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．当社は監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。

イ．前項の具体的な内容は、監査役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で、取締役と監査役が意見交換して決定する。

ウ．当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査役の同意を得ることとする。

エ．当該使用人は監査役の職務を補助する業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．当社及び当社グループの取締役及び使用人は、下記の事項について監査役の出席する会議において報告する。また、監査役の求めに応じて随時報告する。

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

・取締役及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実

イ．当社及び当社グループは、前号に従い監査役への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査役が適宜意見を述べる機会を確保する。

イ．当社は、監査役が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。

ウ．当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月23日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(2) 業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、企業経営及び業務全般において内部統制活動に対する意識を高めるための教育・啓蒙活動を随時実施しました。また、平成27年４月23日開催の取締役会決議では内部統制システム基本方針の内容を一部改定し、全子会社において「コンプライアンス規程」等の内部統制システムに関わる諸規程を制定することで、グループ全体として有効に機能する内部統制システム

を構築すると共に、その運用の向上に努めています。

② コンプライアンス

当社及び当社グループの全役職員の行動規範として制定した「コンプライアンス規程」の周知徹底を通じて、グループ全体における健全かつ適切な業務運営に努めております。その一環として、「コンプライアンスニュース」を発行し、全役職員のコンプライアンス意識・知識向上及び違反予防等を図りました。

また、当社及び当社グループは不正の早期発見と不祥事等の未然防止を目的とした「内部通報制度」を制定・整備し、社内外に相談・通報窓口を設け内部監査室が適切に運用すると共に、その仕組み及び制度について業務週報に掲載し、定期的に役職員に周知しました。

③ リスク管理体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社及び当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために、製品・サービスの品質確保、安全性の確保、環境の維持・向上、廃棄物の適正管理を経営上の最優先事項としており、それらに対応するリスクの類型ごとに関連するマネジメントシステムを整備し、運用しております。

特に当社においては、品質・環境・防災及び安全に関連する項目を主要リスクとし、品質・環境については、それぞれに関連する国際規格（ISO9001, ISO14001）を取得し、マネジメントレビューを通じて社内体制の監査を実施すると共に改善につなげました。防災・安全については、「防災管理委員会」において防災訓練や防火設備点検等を計画・実施し、また「中央安全衛生委員会」において安全状況報告や各種の安全衛生推進対策等を検討・実施しました。

なお、重要なリスクの発生が懸念される場合には、必要に応じて、可及的速やかに常勤役員会を開催し審議する旨を取り決め、さらに重要度に応じて取締役会に付議する体制を整備しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役は、月１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会、常勤役員会等重要な会議に出席しました。また、会計監査人をはじめ必要な部門での意見交換及び稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専業メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年５月21日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年６月19日開催の第91回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

本対応方針は、平成17年５月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の３つの原則に準拠し、かつ、平成20年６月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20％以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供及び評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、１）当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、及び２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外監査役・社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。

なお、本対応方針の有効期間は、当社第91回定時株主総会後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記（2）①に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記（2）②に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効及び延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注） 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成28年３月31日現在

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**32,049**	**流動負債**	**5,800**
現金及び預金	8,252	支払手形及び買掛金	2,993
受取手形及び売掛金	9,147	未払金	465
有価証券	9,801	未払法人税等	1,335
たな卸資産	4,420	未払消費税等	359
繰延税金資産	236	賞与引当金	420
その他流動資産	191	役員賞与引当金	5
貸倒引当金	△0	その他流動負債	221
固定資産	**29,694**	**固定負債**	**1,192**
有形固定資産	**24,254**	役員退職慰労引当金	20
建物及び構築物	7,703	退職給付に係る負債	1,052
機械及び装置	14,148	その他固定負債	119
車両運搬具・工具器具備品	329	**負債合計**	**6,992**
土地	1,976	（純資産の部）	
建設仮勘定	93	**株主資本**	**54,287**
その他有形固定資産	2	資本金	5,907
		資本剰余金	4,668
無形固定資産	**112**	利益剰余金	44,492
		自己株式	△780
投資その他の資産	**5,327**	**その他の包括利益累計額**	**194**
投資有価証券	4,408	その他有価証券評価差額金	464
退職給付に係る資産	7	為替換算調整勘定	3
繰延税金資産	392	退職給付に係る調整累計額	△274
その他投資	524	**非支配株主持分**	**269**
貸倒引当金	△4	**純資産合計**	**54,751**
資産合計	**61,744**	**負債及び純資産合計**	**61,744**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**37,662**
売上原価		**29,280**
売上総利益		**8,382**
販売費及び一般管理費		4,115
営業利益		**4,266**
営業外収益		
受取利息及び配当金	101	
その他営業外収益	75	177
営業外費用		
支払利息	7	
その他営業外費用	106	113
経常利益		**4,330**
特別利益		
会員権償還益	4	
投資有価証券売却益	0	5
特別損失		
減損損失	25	
会員権償還損	0	
投資有価証券評価損	2	
投資有価証券売却損	0	29
税金等調整前当期純利益		**4,305**
法人税、住民税及び事業税	1,533	
法人税等調整額	△66	1,467
当期純利益		**2,838**
非支配株主に帰属する当期純利益		**17**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,820**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで
（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,907	4,728	42,451	△497	52,588
当期変動額					
剰余金の配当			△359		△359
親会社株主に帰属する当期純利益			2,820		2,820
自己株式の取得				△761	△761
自己株式の消却		△60	△419	479	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△60	2,041	△282	1,698
当期末残高	5,907	4,668	44,492	△780	54,287

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	771	―	△278	492	252	53,334
当期変動額						
剰余金の配当						△359
親会社株主に帰属する当期純利益						2,820
自己株式の取得						△761
自己株式の消却						―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△306	3	4	△298	16	△281
当期変動額合計	△306	3	4	△298	16	1,417
当期末残高	464	3	△274	194	269	54,751

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結している。

連結子会社の数……５社(明徳産業株式会社･MEITOKU ENGINEERING VIETNAM CO.,LTD・シーケー商事株式会社・シーケークリーンアド株式会社・シーケー物流株式会社)

このうち、MEITOKU ENGINEERING VIETNAM CO.,LTDについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めている。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はない。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

その他有価証券　時価のあるものについては、決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定している。）時価のないものについては、移動平均法による原価法を採用している。

（ロ）たな卸資産　主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用している。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）　当社は定額法を採用し、連結子会社は、定率法（但し、平成10年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用している。

（ロ）無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用している。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用している。

（ハ）リース資産　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

（イ）貸倒引当金　債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

（ロ）賞与引当金　従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当連結会計年度負担額を計上している。

（ハ）役員賞与引当金　子会社は役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上している。

（ニ）役員退職慰労引当金　子会社は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

（イ）退職給付に係る会計処理の方法　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理している。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

（ロ）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準　外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。

(ハ) 消費税等の会計処理　　税抜方式を採用している。

2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年９月13日。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成25年９月13日。）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の取得価額から控除した減価償却累計額

48,462百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産	21,176百万円
投資有価証券	20百万円
合計	21,196百万円

当連結会計年度末日において、担保に係る債務はない。

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上している。

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	福利厚生施設	建物及び構築物	25百万円

福利厚生施設について、老朽化により解体撤去することを決定したため、備忘価額を残し、期末帳簿価格との差額を減損損失として特別損失に計上している。

5.　連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	31,200,000	―	1,000,000	30,200,000
合計	31,200,000	―	1,000,000	30,200,000
自己株式				
普通株式	1,201,224	1,426,100	1,000,000	1,627,324
合計	1,201,224	1,426,100	1,000,000	1,627,324

(注1) 普通株式の発行済株式の株式数の減少1,000,000株は、自己株式の消却による減少である。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,426,100株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加である。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、自己株式の消却による減少である。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当り配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日定時株主総会	普通株式	179	6.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月5日取締役会	普通株式	179	6.00	平成27年9月30日	平成27年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当り配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	342	利益剰余金	12.00	平成28年3月31日	平成28年6月24日

6.　金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達し、また短期的な運転資金についても銀行借入により資金調達している。一方、余資は安全性の高い金融資産（主に債券）で運用しており、短期的な余資については主に定期預金で運用している。売掛金に係る顧客リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また有価証券及び投資有価証券は主として株式及び債券であり、毎月時価の把握を行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	※1	8,252	8,252	―
(2)受取手形及び売掛金	※2	9,147	9,147	―
(3)有価証券及び投資有価証券	※3			
その他有価証券		14,139	14,139	―
資産計		31,539	31,539	―
(1)支払手形及び買掛金	※4	2,993	2,993	―
(2)未払金	※5	465	465	―
負債計		3,458	3,458	―

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

※1 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

※2 受取手形及び売掛金

これらの時価については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

※3 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

譲渡性預金等は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

負債

※4 支払手形及び買掛金

これらの時価については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

※5 未払金

これらの時価については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(注)2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額70百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券その他有価証券」には含めていない。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
固定資産未実現利益	91百万円
未払事業税	87百万円
賞与引当金	131百万円
退職給付に係る負債	319百万円
ソフトウェア償却超過	64百万円
繰越欠損金	14百万円
その他	267百万円
繰延税金資産小計	976百万円
評価性引当額	△135百万円
繰延税金資産合計	841百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△132百万円
特別償却準備金	△79百万円
繰延税金負債合計	△212百万円
繰延税金資産の純額	629百万円

・法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成29年３月31日までのものは30.7％、平成29年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.4％、平成30年４月１日以降のものについては30.2％にそれぞれ変更されている。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が26百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が27百万円、その他有価証券評価差額金額が８百万円、退職給付に係る調整累計額が７百万円それぞれ増加している。

8.　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　1,906円80銭

(2)　１株当たり当期純利益　94円71銭

算定上の基礎は次のとおりである。

親会社株主に帰属する当期純利益	2,820百万円
普通株主に帰属しない金額	―百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,820百万円
普通株式の期中平均株式数	29,779,376株

貸借対照表

平成28年３月31日現在

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**30,839**	**流動負債**	**7,382**
現金及び預金	7,740	買掛金	2,232
売掛金	8,589	短期借入金	2,329
有価証券	9,801	未払金	717
製品	1,830	未払費用	91
原材料	814	未払法人税等	1,279
仕掛品	632	未払消費税等	328
貯蔵品	1,064	預り金	17
前払費用	49	賞与引当金	326
繰延税金資産	189	その他流動負債	61
その他流動資産	129		
固定資産	**29,260**	**固定負債**	**685**
有形固定資産	**23,213**	退職給付引当金	643
建物	6,491	その他固定負債	42
構築物	779	**負債合計**	**8,068**
機械及び装置	14,326	（純資産の部）	
車両及び運搬具	22	**株主資本**	**51,590**
工具器具及び備品	289	**資本金**	**5,907**
土地	1,273	**資本剰余金**	**4,668**
建設仮勘定	29	資本準備金	4,668
無形固定資産	**66**	**利益剰余金**	**41,795**
ソフトウェア	57	利益準備金	348
その他無形固定資産	8	その他利益剰余金	41,447
		特別償却準備金	183
投資その他の資産	**5,980**	別途積立金	36,000
投資有価証券	4,302	繰越利益剰余金	5,263
関係会社株式	198		
長期前払費用	195	**自己株式**	**△780**
前払年金費用	21		
繰延税金資産	156	**評価・換算差額等**	**440**
賃貸不動産	883	その他有価証券評価差額金	440
その他投資	223	**純資産合計**	**52,031**
貸倒引当金	△1		
資産合計	**60,099**	**負債及び純資産合計**	**60,099**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**33,292**
売上原価		**25,828**
売上総利益		**7,464**
販売費及び一般管理費		3,562
営業利益		**3,901**
営業外収益		
受取利息及び配当金	101	
その他営業外収益	143	245
営業外費用		
支払利息	9	
その他営業外費用	143	152
経常利益		**3,994**
特別利益		
会員権償還益	4	
投資有価証券売却益	0	5
特別損失		
減損損失	25	
会員権償還損	0	
投資有価証券評価損	2	
投資有価証券売却損	0	29
税引前当期純利益		**3,970**
法人税、住民税及び事業税	1,423	
法人税等調整額	△86	1,337
当期純利益		**2,632**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで
（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,907	4,668	60	4,728	348	214	36,000	3,379	39,941
当期変動額									
剰余金の配当								△359	△359
特別償却準備金の取崩						△30		30	―
当期純利益								2,632	2,632
自己株式の取得									
自己株式の消却			△60	△60				△419	△419
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	△60	△60	―	△30	―	1,884	1,853
当期末残高	5,907	4,668	―	4,668	348	183	36,000	5,263	41,795

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△497	50,079	734	734	50,813
当期変動額					
剰余金の配当		△359			△359
特別償却準備金の取崩		―			―
当期純利益		2,632			2,632
自己株式の取得	△761	△761			△761
自己株式の消却	479	―			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△293	△293	△293
当期変動額合計	△282	1,511	△293	△293	1,217
当期末残高	△780	51,590	440	440	52,031

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

（イ）子会社株式　　移動平均法による原価法を採用している。

（ロ）その他有価証券　　時価のあるものについては、決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定している。）
時価のないものについては、移動平均法による原価法を採用している。

② たな卸資産　　移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用している。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

（リース資産を除く）　　定額法を採用している。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

（リース資産を除く）　　定額法を採用している。
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用している。

(4) リース資産の減価償却の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっている。

(5) 引当金の計上の方法

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金　　従業員賞与の支出に充てるため、実際支給額を予想して、その当事業年度負担額を計上している。

③ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することにしている。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 消費税等の会計処理　　税抜方式を採用している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権　2,464百万円
関係会社に対する長期金銭債権　150百万円
関係会社に対する短期金銭債務　2,929百万円

(2) 固定資産の減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額　48,667百万円
賃貸不動産の減価償却累計額　464百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

有形固定資産	21,498百万円
投資有価証券	20百万円
合計	21,518百万円

当事業年度末日において、担保に係る債務はない。

3.　損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との間の取引

① 営業取引

(イ)売上高	8,762百万円
(ロ)仕入高	5,197百万円

② 営業取引以外の取引

(イ)賃貸料収入	109百万円
(ロ)資産購入高	238百万円
(ハ)その他	5百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上している。

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	福利厚生施設	建物、構築物	25百万円

福利厚生施設について、老朽化により解体撤去することを決定したため、備忘価額を残し、期末帳簿価格との差額を減損損失として特別損失に計上している。

4.　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,201,224	1,426,100	1,000,000	1,627,324
計	1,201,224	1,426,100	1,000,000	1,627,324

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,426,100株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加である。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、自己株式の消却による減少である。

5.　税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
未払事業税	82百万円
賞与引当金	100百万円
退職給付引当金	194百万円
ソフトウェア償却超過	64百万円
その他	221百万円
繰延税金資産小計	663百万円
評価性引当額	△103百万円
繰延税金資産合計	559百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△127百万円
前払年金費用	△６百万円
特別償却準備金	△79百万円
繰延税金負債合計	△213百万円
繰延税金資産の純額	345百万円

・法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成29年３月31日までのものは30.7％、平成29年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.4％、平成30年４月１日以降のものについては30.2％にそれぞれ変更されている。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が22百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が29百万円、その他有価証券評価差額金額が７百万円それぞれ増加している。

6.　関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）（百万円）	科　目	期末残高（注2）（百万円）
子会社	シーケー商事(株)	名古屋市中村区	100	商事業務(鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買)	直接100%	当社製品の販売及び当社原料資材の納入・役員の兼任	鋼材等販売(注1)	8,741	売掛金	2,449
							資金の借入(注3)	1,226	短期借入金	1,135
子会社	シーケー物流(株)	愛知県半田市	30	運送・荷役業務、危険品倉庫事業	直接60%	倉庫の賃貸・役員の兼任	賃貸料の受取(注4)	78	その他流動資産	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定している。

（注2）取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

（注3）資金の借入に関わる利率については市場金利を勘案して合理的に決定している。なお、キャッシュマネージメントシステムを利用しており、取引金額については年間の平均残高を記載している。

（注4）賃貸料の受取については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定している。

(2) 役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容（注２）	取引金額（注１）	科　目	期末残高（注１）
役員	笠松啓二	（被所有）直接 0.00%	当社社外取締役 三井物産スチール㈱ 代表取締役社長	三井物産スチール㈱との営業取引 鋼板の販売	2,656	売掛金	607

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

（注2）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定している。

7.　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,821円01銭

(2) １株当たり当期純利益　88円41銭

算定上の基礎は次のとおりである。

当期純利益	2,632百万円
普通株主に帰属しない金額	―百万円
普通株式に係る当期純利益	2,632百万円
普通株式の期中平均株式数	29,779,376株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

中部鋼鈑株式会社
　取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　嗣　平　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　時々輪　彰　久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中部鋼鈑株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼鈑株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

中部鋼鈑株式会社
　取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　嗣　平　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　時々輪　彰　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中部鋼鈑株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

中部鋼鈑株式会社　監査役会

常勤監査役　梶　田　善　治　㊞

社外監査役　川　脇　喜久雄　㊞

社外監査役　稲　生　　豊　㊞

社外監査役　遠　近　政　則　㊞

以　上

【株主総会参考書類】

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業環境などを総合的に勘案し、１株につき普通配当金12円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金６円を含め当期の年間配当金は１株につき金18円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金12円　　総額342,872,112円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月24日

第２号議案　取締役２名選任の件

取締役　岩田修一氏が平成28年３月31日に辞任により退任されました。

つきましては、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任されます取締役の任期は、当社定款の規定により、他の現任取締役の残任期間となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※①	佐藤（さとう）　孝（こう） （昭和25年１月４日生）	昭和50年10月　扶桑監査法人入所 昭和54年３月　公認会計士登録 平成９年８月　中央監査法人代表社員 平成19年８月　あずさ監査法人(現　有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成24年６月　有限責任あずさ監査法人退所 平成24年７月　公認会計士佐藤孝事務所所長（現任） 平成24年９月　税理士登録 現在に至る （重要な兼職の状況） 日医工㈱社外監査役 岐阜信用金庫員外監事	0株
※②	小林（こばやし）　洋哉（ひろや） （昭和29年11月１日生）	昭和53年４月　三菱信託銀行㈱(現　三菱ＵＦＪ信託銀行㈱）入行 昭和55年10月　豊田工機㈱(現　㈱ジェイテクト）入社 平成14年４月　名城大学法学部非常勤講師（現任） 平成18年１月　㈱ジェイテクト法務部長 平成24年４月　名古屋外国語大学現代国際学部教授 現在に至る （重要な兼職の状況） 中部飼料㈱社外取締役	0株

（注）1.　※印は、新任取締役候補者であります。

2.　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3.　候補者　佐藤孝氏、小林洋哉氏の両氏は社外取締役候補者であります。なお、両氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

4.　社外取締役候補者の選任理由について

佐藤孝氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、公認会計士、税理士としての専門的な知識・経験が豊富で幅広い見識を有しており、企業経営や内部統制にも精通しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

小林洋哉氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、また大学で法学教授を務め、法学に関し豊富な知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

5. 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は佐藤孝氏、小林洋哉氏の両氏との間で会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※①	水谷（みずたに）　忠（ただし） （昭和34年11月24日生）	昭和59年４月　当社入社 平成14年４月　当社財務部経理室長 平成18年６月　当社財務部長 平成23年４月　当社内部監査室長 平成25年６月　当社参与内部監査室長 平成26年６月　当社参与総務部長 現在に至る	4,300株
②	梶田（かじた）　善治（ぜんじ） （昭和27年４月24日生）	昭和52年４月　新日本製鐵㈱（現　新日鐵住金㈱）入社 平成10年７月　当社製造所技術部長 平成14年６月　当社経営企画部長 平成15年４月　当社製造管理部長 平成16年６月　当社生産業務部長 平成17年４月　当社内部監査室長 平成20年６月　当社参与内部監査室長 平成22年６月　当社監査役（常勤）（現任） 平成22年６月　シーケークリーンアド㈱監査役 平成22年６月　シーケー商事㈱監査役（現任） 平成26年６月　明徳産業㈱監査役（現任） 平成26年６月　シーケークリーンアド㈱監査役（現任） 平成26年６月　シーケー物流㈱監査役 現在に至る	15,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	稲生 豊（いのう ゆたか） （昭和23年4月23日生）	昭和47年４月　岡谷鋼機㈱入社 平成14年４月　同社経理本部副本部長 平成16年９月　同社企画部長 平成19年５月　同社取締役企画部長 平成21年５月　同社取締役 人事総務本部長 平成23年５月　同社常務取締役 審査法務部門担当　人事本部長 平成24年５月　同社常務取締役 企画部・人事総務部門・審査法務部門担当 平成24年６月　当社監査役（現任） 平成25年５月　岡谷鋼機㈱常務取締役　人事総務・審査法務部門担当 平成28年５月　同社監査役 現在に至る	0株
④	遠近 政則（とおちか まさのり） （昭和36年4月25日生）	昭和59年４月　日鐵商事㈱（現　日鉄住金物産㈱）入社 平成17年４月　同社厚板・鋼管部長 平成18年４月　同社大阪支店厚板・棒線・ステンレス部長 平成19年７月　同社大阪支店厚板・鋼管・棒線部長 平成21年４月　同社大阪支店厚板・鋼管部長 平成22年11月　同社厚板部長 平成24年４月　同社執行役員九州支店長兼九州支店管理部長 平成25年10月　日鉄住金物産㈱執行役員九州支店長兼九州支店管理部長 平成26年４月　同社執行役員九州支店長 平成27年４月　同社執行役員名古屋支店長（現任） 平成27年６月　当社監査役 現在に至る	0株

（注）1.　※印は、新任監査役候補者であります。
2.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3.　候補者　稲生豊氏、遠近政則氏の両氏は社外監査役候補者であります。
稲生豊氏は、岡谷鋼機㈱監査役で、同社は当社との販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第５位であります。なお、同氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
遠近政則氏は、日鉄住金物産㈱執行役員名古屋支店長で、同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第３位であります。なお、同氏につきましては、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立

役員として届け出ております。

4. 社外監査役候補者の選任理由について

稲生豊氏、遠近政則氏につきましては、商社における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

5. 当社は、稲生豊氏、遠近政則氏の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額とし、稲生豊氏、遠近政則氏の両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 稲生豊氏は現在当社社外監査役であり、在任期間は本総会の終結の時をもって４年であります。また、遠近政則氏も現在当社社外監査役であり、在任期間は本総会の終結の時をもって１年であります。

以　上

株主総会会場のご案内

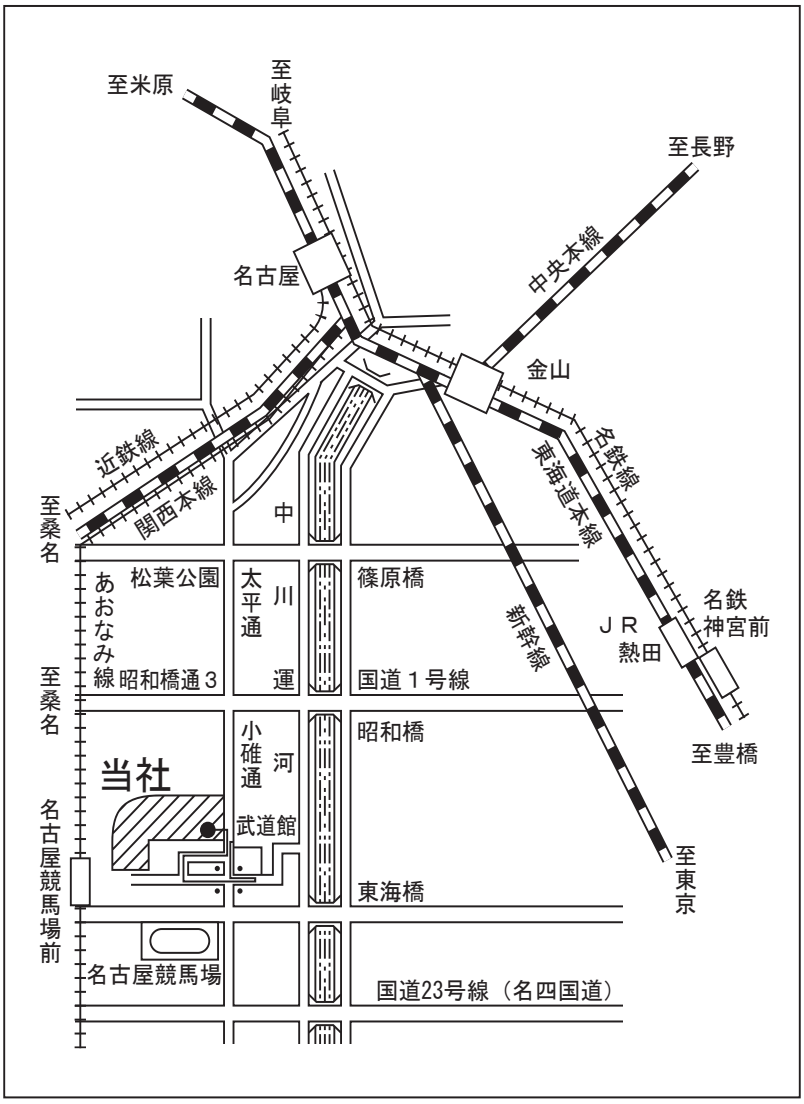

交 通 機 関

タ ク シ ー　名古屋駅から約20分
「名鉄神宮前」駅から約15分

バ　　ス　三重交通
名鉄バスセンターから約25分
武道館前下車徒歩約３分

名古屋市営
神宮東門から約20分、中野新町下車
南へ徒歩約７分

あおなみ線　名古屋駅から約13分
「名古屋競馬場前」駅下車徒歩約15分